

目 次

はじめに

| | |
|----------------|---|
| (1) 計画策定の背景と目的 | 1 |
| (2) 計画の期間 | 2 |
| (3) 計画の策定体制 | 2 |
| (4) 計画策定の経緯 | 5 |

第1章 竹田市の歴史的風致形成の背景

| | |
|-------------------|----|
| (1) 竹田市の概要 | 6 |
| (2) 竹田市の文化財の現状と特性 | 30 |

第2章 竹田市の維持向上すべき歴史的風致

| | |
|----------------------------------|----|
| (1) 城下町の夏越祭にみる歴史的風致 | 40 |
| (2) 西宮神社の八朔祭にみる歴史的風致 | 52 |
| (3) 岡神社の善神王様祭にみる歴史的風致 | 54 |
| (4) 神明社の大祭にみる歴史的風致 | 57 |
| (5) 城下町の恵比寿講にみる歴史的風致 | 60 |
| (6) 旧竹田荘と豊後南画の祖田能村竹田顕彰活動にみる歴史的風致 | 63 |
| (7) 久住高原の野焼きにみる歴史的風致 | 69 |
| (8) 久住神社の久住夏越祭にみる歴史的風致 | 72 |
| (9) 宮処野神社の神保会行事にみる歴史的風致 | 77 |
| (10) 長湯温泉の温泉供養にみる歴史的風致 | 80 |
| (11) 農業水利施設の維持にみる歴史的風致 | 82 |

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

| | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 竹田市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題 | 87 |
| (2) 上位・関連計画における歴史的風致の維持・向上に関する位置付け | 90 |
| (3) 竹田市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針 | 100 |
| (4) 計画推進体制 | 102 |

第4章 重点区域の位置及び範囲

| | |
|-------------|-----|
| (1) 重点区域の位置 | 103 |
|-------------|-----|

| | |
|--------------------------|-----|
| (2) 重点区域の区域 | 107 |
| (3) 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果 | 108 |
| (4) 良好な景観形成に関する施策との連携 | 109 |

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

| | |
|--|-----|
| (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針及び具体的な計画 | 114 |
| (2) 文化財の修理（整備も含む）に関する方針及び具体的な計画 | 115 |
| (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画 | 115 |
| (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針及び具体的な計画 | 116 |
| (5) 文化財の防災に関する方針及び具体的な計画 | 116 |
| (6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針及び具体的な計画 | 117 |
| (7) 埋蔵文化財の取り扱いの現状と今後の方針及び具体的な計画 | 117 |
| (8) 文化財の保存・活用に係る市町村教育委員会の体制の現状と今後の方針 | 118 |
| (9) 文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO 等各種団体の状況及び今後の体制 の方針と具体的な計画 | 118 |

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

| | |
|------------------------------|-----|
| (1) 基本的な考え方 | 120 |
| (2) 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業 | 124 |

第7章 歴史的風致維持形成建造物の指定

| | |
|----------------------|-----|
| (1) 歴史的風致形成建造物の指定方針 | 148 |
| (2) 歴史的風致形成建造物の指定基準 | 148 |
| (3) 歴史的風致形成建造物の指定の対象 | 148 |
| (4) 歴史的風致形成建造物の管理の指針 | 149 |
| (5) 歴史的風致形成建造物の指定候補 | 151 |

資料

| | |
|---------------|-----|
| 竹田市内指定文化財等一覧表 | 153 |
|---------------|-----|

はじめに

(1) 計画策定の背景と目的

竹田市は大分県の南西部に位置し、くじゅう連山・阿蘇外輪山・祖母傾山系の山々に囲まれた、水と緑があふれる自然豊かな地域である。

市の北部から西部にかけては、久住山阿蘇山から延びる緩やかな高原地域で、多くの観光客が訪れる久住高原や長湯温泉がある。この地域では、夏でも冷涼な気候を活かしたトマトやキャベツなどの栽培が行われており、高原野菜の一大産地になっている。南部は、祖母山から続く起伏の激しい山間地域を形成している。山々から湧き出る豊富な湧水を活用し、農業用水として供給する重要文化財白水溜池堰堤水利施設や、明正井路水路橋等の農業関係近代化遺産が、山間谷間の傾斜地を利用した棚田に用水を導引しており、現在もその美しい農山村の風景を引き継いでいる。東部は、高原地域や山間地域から派生する多くの河川が集結しており、河川沿いに平坦部や盆地が形成されている。

市街地中心に位置する盆地は、近世以降岡藩の城下町として整備され、奥豊後の政治・経済・文化の拠点として栄え、田能村竹田や瀧廉太郎などの文人・先哲を数多く輩出する土壌を培ってきた。城下町は、今なお往時の町並みが残され、長い間に積み重ねられてきた重厚な歴史と文化を日常の中で感じ取ることができる。

本市は、こうした多くの自然・文化・歴史遺産を保持してきたが、人口減少に伴い、地域に残された歴史・文化などを後世に継承していくことが年々難しくなっている。過疎化や高齢化による人口の減少は、周辺農村部に留まらず、中心市街地では空洞化現象が重なり人口は急減しており、歴史・文化遺産の継承がさらに厳しい状況となっている。

こうした状況は同時に、城下町を形成してきた中心市街地そのものの衰退を表わしており、中心市街地の再生は、市の最重要施策として喫緊の課題に位置付けられている。

中心市街地は、商業、事務的業務、密集居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中でその地域の文化や伝統を培い、様々な分野の生活機能を有してきた。中心市街地に感ずる情感は、その町の性格を表現するものであり、まさに「地域の顔」ともいうべき存在である。しかしながら近年では、公共公益施設の郊外拡散、モータリゼーションの進展、大規模集客商業施設の郊外進出などにより、本市中心市街地の衰退は著しいものがある。

中心市街地が、地域経済や地域社会の発展に果たす役割は大きく、将来の趨勢に多大な影響を及ぼすことは明らかである。こうしたことから市では、平成21年度に本市のまちづくり施策の方向性を示す「竹田市新生ビジョン」を策定、その中で「城下町再生プロジェクト」構想

はじめに

の立上げを行った。構想立案には、東京大学景観研究室の協力を得るなど、構想のイメージとする“情感まちづくり”に向けた調査研究を重ねてきた。

平成 25 年度から本構想の具現化に向け、10 年後の城下町の将来像を示す「都市再生まちづくり基本計画」の策定、まちづくりのハード事業を具体的に進める「都市再生整備計画」の作成などに着手した。

将来の「地域の顔」がつくる表情を、より豊かな笑顔にするため、今が大きな転機となっている城下町竹田の再生について、市行政の総力を挙げた取り組みが開始されている。

このような状況を踏まえ、平成 20 年 5 月に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく「歴史的風致維持向上計画」の策定は、本市にとって必然の事象である。

城下町再生プロジェクトは、ハード・ソフト両面による将来のまちづくり戦略であるが、この舞台は 400 年の歴史を持つ竹田城下町である。この城下町を主要舞台とするからには、市内に残された歴史的環境を維持向上させ、そして後世に継承していくまちづくりを同時に進めることが肝要であり、その方針を示すことが前提となった。

計画策定に当たっては、竹田市総合計画、竹田市新生ビジョン、都市計画マスタープランなどの上位計画、また、文化財保護施策などにおける目標像及び方針、各計画等の取り組みの現状を整理し、歴史的風致に関する取り組みの方向が整合しているかという観点から整理を行う。

今回策定する「竹田市歴史的風致維持向上計画」では、地域住民と行政が連携し、文化財と周辺環境を一体として保全するために必要な方針を定め、竹田市における固有の歴史及び伝統を反映した歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的とする。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年とする。

(3) 計画の策定体制

「歴史的風致維持向上計画」の策定に向け、文化財保護部局及びまちづくり関連部局の連携が不可欠であるため、先に組織されている「城下町再生プロジェクト庁内連絡会議」の中に計画検討チームを設置し、計画の策定及び推進に係る庁内の連絡調整を行うこととした。その上で、計画検討チーム及び学識経験者や県担当課による竹田市歴史的風致維持向上計画検討委員会を組織し、計画策定の方向性を協議した。

また、検討委員会は計画策定のため、必要に応じて学識経験者及び関係機関で組織した竹田

市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）及び竹田市文化財保護調査委員会・竹田市史跡等環境保存審議会において協議し、また、市民の意見を本計画に反映すべくパブリックコメントを実施、広く意見を聴収した上で策定を行った。

〈竹田市歴史的風致維持向上計画検討委員会〉平成23年3月22日設立（敬称略）

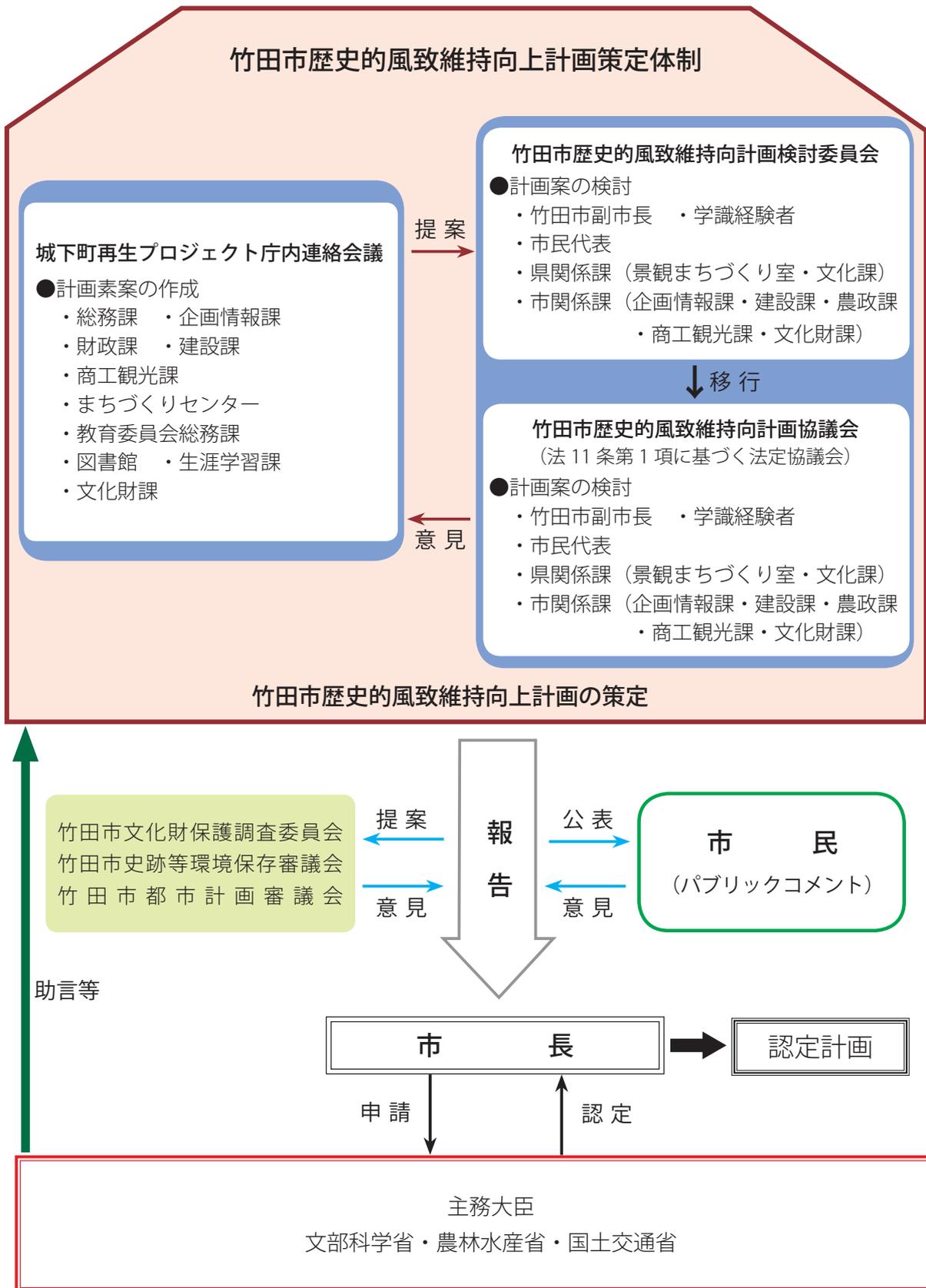
| 区 分 | 氏 名 | 所属団体 |
|-----------|----------|-----------------|
| 学 識 経 験 者 | 平 井 聖 | 東京工業大学名誉教授 |
| | 豊 田 寛 三 | 別府大学学長 |
| | 段 上 達 雄 | 別府大学教授 |
| | 三 島 伸 雄 | 佐賀大学准教授 |
| 市 民 代 表 | 山 浦 一 光 | NPO法人竹田まちなみ会会長 |
| | 板 井 良 助 | 岡城・歴史まちづくりの会会長 |
| | 広 田 敦 | 竹田市文化財保護調査委員会会長 |
| | 早 川 和 | 竹田市史跡等環境保存審議会会長 |
| 行 政 | 宮 本 吉 朗 | 大分県景観まちづくり室長 |
| | 佐 藤 英 一 | 大分県教育庁文化課長 |
| | ◎野 田 良 輔 | 竹田市副市長 |
| | 吉 野 英 勝 | 竹田市教育委員会教育長 |
| 事 務 局 | 阿 南 智 博 | 竹田市建設課長 |
| | 菅 孝 司 | 竹田市農政課長 |
| | 釘 宮 恒 憲 | 竹田市企画情報課長 |
| | 林 寿 徳 | 竹田市商工観光課長 |
| | 吉 野 健 一 | 竹田市教育委員会文化財課長 |

◎は会長

〈竹田市歴史的風致維持向上協議会〉平成26年3月16日（敬称略）

| 区 分 | 氏 名 | 所属団体 |
|-----------|---------------|------------------------|
| 学 識 経 験 者 | 平 井 聖 | 東京工業大学名誉教授 |
| | 豊 田 寛 三 | 別府大学学長 |
| | 段 上 達 雄 | 別府大学教授 |
| | 三 島 伸 雄 | 佐賀大学教授 |
| 市 民 代 表 | 永 井 剛 | NPO法人竹田まちなみ会会長 |
| | 板 井 良 助 | 岡城・歴史まちづくりの会会長 |
| | 広 田 敦 | 竹田市文化財保護調査委員会会長 |
| | 早 川 和 | 竹田市史跡等環境保存審議会会長 |
| 行 政 | 宮 本 吉 朗 | 大分県景観まちづくり室長 |
| | 佐 藤 英 一 | 大分県教育庁文化課長 |
| | ◎野 田 良 輔 | 竹田市副市長 |
| | 吉 野 英 勝 | 竹田市教育委員会教育長 |
| | 阿 南 智 博 | 竹田市建設課長 |
| | 菅 孝 司 | 竹田市農政課長 |
| | 釘 宮 恒 憲 | 竹田市企画情報課長 |
| | 林 寿 徳 | 竹田市商工観光課長 |
| 吉 野 健 一 | 竹田市教育委員会文化財課長 | |
| オブザーバー | 長 江 亮 | 国交省九州地方整備局建政部都市・住宅整備課長 |

◎は会長



(4) 計画策定の経緯

| | |
|------------------------------|---|
| 平成 22 年 8 月 25 日 | 竹田市史跡等環境保存審議会 |
| 平成 22 年 9 月 30 日 | 竹田市文化財保護調査委員会 |
| 平成 22 年 12 月 27 日 | 第 1 回城下町再生プロジェクト庁内連絡会議 (～平成 26 年 1 月 29 日までに 27 回開催) |
| 平成 23 年 3 月 22 日 3 月 23 日 | 第 1 回竹田市歴史的風致維持向上計画検討委員会 現地視察 |
| 平成 23 年 8 月 2 日 | 竹田市文化財保護調査委員会 |
| 平成 24 年 7 月 9 日 | 竹田市文化財保護調査委員会 |
| 平成 25 年 3 月 5 日 | 竹田市文化財保護調査委員会 |
| 平成 25 年 3 月 14 日 | 第 2 回竹田市歴史的風致維持向上計画検討委員会 |
| 平成 25 年 11 月 27 日 | 竹田市都市計画審議会 |
| 平成 25 年 12 月 19 日 | 住民説明会 |
| 平成 26 年 2 月 17 日 | 住民説明会 |
| 平成 26 年 2 月 19 日 | 竹田市史跡等環境保存審議会 |
| 平成 26 年 2 月 21 日～3 月 2 日 | パブリックコメント |
| 平成 26 年 3 月 16 日 | 第 3 回竹田市歴史的風致維持向上計画検討委員会 |
| 平成 26 年 3 月 16 日 | 第 1 回竹田市歴史的風致維持向上協議会 |
| 平成 26 年 4 月 30 日 | 認定申請 |